

※ 本年の年末調整においては、基礎控除が改正されていますので、控除額の計算にご注意ください。また、特定親族特別控除が創設されていますので、適用を受ける場合には申告漏れがないようご注意ください。

1 氏名、住所などの記入

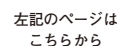
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収されて納税が完了するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm>)に掲載している「合計所得金額の計算について」をご確認ください。



給与との収入金額		円		A
給与との収入金額 (A)		給与と所得の金額		
1 円以上	650,999 円以下	0 円		
651,000 円以上	1,899,999 円以下	A - 650,000 円		
1,900,000 円以上	3,599,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) 0,000 円	B	B × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円以上	6,599,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) 0,000 円		B × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円以上	8,499,999 円以下	A × 0.9 - 1,100,000 円		
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がない場合)	A - 1,950,000 円		
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がある場合)	A - 1,950,000 円 - 所得金額調整控除		

① (給与の収入金^(※1) - 850万円) × 10%
 ※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円
 ※2 給与所得控除後の給与等の金額^(※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額^(※2) - 10万円
 ※2 10万円を超える場合は、10万円

② 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

(注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000 円

○ 控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
所得	☐ 132万円超 336万円以下	35万円
	☐ 132万円超 336万円以下	88万円
	☐ 336万円超 488万円以下	68万円
	☐ 488万円超 655万円以下	62万円
	☒ 655万円超 900万円以下	58万円
	☐ 900万円超 980万円以下	52万円
	☐ 900万円超 1,000万円以下	58万円
	☐ 1,000万円超 2,330万円以下	48万円
	☐ 2,330万円超 2,800万円以下	32万円
	☐ 2,800万円超 3,600万円以下	32万円
特定	☐ 2,600万円超 3,600万円以下	16万円

区分Ⅰ

A

(他のA～Cを認める)

基礎控除の額

580,000 円

※ 「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ 配偶者の氏名等			配偶者の個人番号			配偶者の生年月日		
(フリガナ) 配偶者の氏名			2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7			昭和 57 年 10 月 5 日		
ヤマカワ アキコ			あなたと配偶者の住居又は居るべき場所が異なる場合の配偶者の住所又は居るべき場所			生計を一にする事実		
山 川 明 子								
○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算								
所得の種類		収入金額		所得金額		☐ 58万円以下かつ年齢70歳以上 (第3.11)以下 《老人控除対象配偶者に該当》 ① 配偶者控除 ② 配偶者特別控除 ③ 配偶者特別控除 ④ 配偶者特別控除 ☒ 58万円以下かつ年齢70歳未満 ☐ 58万円超95万円以下 ☐ 95万円超133万円以下 ② 配偶者控除 ③ 配偶者特別控除 ④ 配偶者特別控除		
(1) 給与所得		1,050,000 円		400,000 円				
(2) 給与所得以外の所得の合計額				円				
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)				400,000 円				
○ 控除額の計算						配偶者の控除額		
区 分 Ⅱ						配偶者の控除額		
④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)」)						380,000 円		
配偶者特別控除の額						円		
配偶者特別控除						円		

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください

- 「区分Ⅱ」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、「区分Ⅱ」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、表頭の3-1の①をご確認ください。

① 特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日 (西1234-5678-91011)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	② 単独世帯である特定生計を一にする事実	③ 特定親族の本年の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
マヤコ 山川 春子	6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1	子	平成 17 年 3 月 3 日			1,000,000 円	410,000 円
2			平成 年 月 日			円	円

○ 控除額の計算

特定親族の本年の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

- 「控除額の計算」の表に特定親族の本年中の合計所得金額の見積額を当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

5 所得金額調整控除申告書の記入

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

1	☐ あなた自身が特別障害者 ^(注2)	(右の★欄のみを記載)	2	扶養親族等	(フリガナ)	左記の者の個人番号										左記の者の生年月日										3	★特別障害者 特別障害者に該当する事実 ☐ 扶養控除等申告書のとおり
	☐ 同一生計配偶者 ^(注2) が特別障害者	(右の★欄及び★欄を記載)		同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	3	3	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	0	2	1	年	5	月	1	7	日		
	☐ 扶養親族 ^(注2) が特別障害者	(右の★欄及び★欄を記載)		ヤマカワ ジロウ	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所																						
	☒ 扶養親族が年齢23歳未満 ^(注1) (平15.1.2以後生)	(右の★欄のみを記載)		山川 二郎	左記の者の左記の者の本年中のあなたとの親類縁者所得金額の見積額																						

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4-1の①をご確認ください。

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶ ① 要件

該当する要件にチェックを付けます。
なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。
※ 「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。
詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160 障害者控除」をご確認ください。



左記のページは
こちらから

- ※ 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和7年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。
- ※ 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和7年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。

▶ ② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶ ③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。
※ 特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。